

○ 収集運搬業者の方が従前どおりの業を行うために

(社) 岩手県産業廃棄物協会

一般の廃棄物処理法施行令の改正（収集運搬業の許可の合理化）に伴い、岩手県内において、（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替え保管なし）を行っている収集運搬業者の方が平成23年4月1日以降も従前どおりの業を行うにあたり既存の岩手県や盛岡市の許可の内容によって対応が異なりますので、既に盛岡市の許可を有している収集運搬業者の方は次のフローチャートで必要な手続きを確認してください。

※ 盛岡市の許可に積替え保管がある場合は従来どおり盛岡市の許可が必要です。

